

				平成 年 月 日			
金融庁長官 国土交通大臣 殿 知 事				商号又は名称 代表者氏名			
		印					
受付番号		受付年月日		報告時の許可番号			
*			*				
<p>平成 年度事業報告書</p> <p style="text-align: right;">自平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">第 期 至平成 年 月 日</p> <p>標記の事業年度が終了したので、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第33条の規定により、下記のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の概要</p> <p>2 不動産特定共同事業に関する事項 業務状況調書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ （様式第九号により記載すること。）</p> <p>3 株主に関する事項 大株主名簿 （別表（イ）により記載すること。）</p> <p>4 経理の状況</p> <p>（1）比較貸借対照表 （様式第九号により記載すること。）</p> <p>（2）比較損益計算書 （別表（ロ）により記載すること。）</p> <p>（3）株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書 （別表（ハ）により記載すること。）</p> <p>備 考</p> <p>1 *印を付した欄には、記入しないこと。</p> <p>2 「報告時の許可番号」の欄には、許可権者について下表により該当するコードを記入するとともに、許可番号を記入すること。</p>							
（記入例）		0:1					
		1:0		0			
[国土交通大臣 第100号の場合]							
00	金融庁長官・国土交通大臣	16	青森県知事	32	福井県知事	51	広島県知事
01	国土交通大臣	17	岩手県知事	33	山梨県知事	52	山口県知事
02	北海道知事（石狩）	18	宮城県知事	34	長野県知事	53	徳島県知事
03	北海道知事（渡島）	19	秋田県知事	35	岐阜県知事	54	香川県知事
04	北海道知事（檜山）	20	山形県知事	36	静岡県知事	55	愛媛県知事
05	北海道知事（後志）	21	福島県知事	37	愛知県知事	56	高知県知事

06	北海道知事（空知）	22	茨城県知事	38	三重県知事	57	福岡県知事
07	北海道知事（上川）	23	栃木県知事	39	滋賀県知事	58	佐賀県知事
08	北海道知事（留萌）	24	群馬県知事	40	京都府知事	59	長崎県知事
09	北海道知事（宗谷）	25	埼玉県知事	41	大阪府知事	60	熊本県知事
10	北海道知事（オホ）	26	千葉県知事	42	兵庫県知事	61	大分県知事
11	北海道知事（胆振）	27	東京都知事	43	奈良県知事	62	宮崎県知事
12	北海道知事（日高）	28	神奈川県知事	44	和歌山県知事	63	鹿児島県知事
13	北海道知事（十勝）	29	新潟県知事	45	鳥取県知事	64	沖縄県知事
14	北海道知事（釧路）	30	富山県知事	46	島根県知事		
15	北海道知事（根室）	31	石川県知事	47	岡山県知事		

- 3 別表に記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 別表の作成に当たり当該事項がない場合においては、その旨を記載すること。
- 5 財務諸表の作成に関し、会計方針の変更、表示方法の変更、会計上の見積りの変更又は修正再表示をした場合においては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までに規定する事項を別表（ハ）の次に注記すること。
- 6 比較貸借対照表、比較損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7 決算日後、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を備考5による注記の次に注記すること。
- 8 この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を備考5による注記の次に注記すること。

別表（イ）

大 株 主 名 簿

商号若しくは名称又は氏名	所 有 株 式 数	株式総数に対する割合
	株	%

備 考

当該事業年度末において、最も大口の株主から順次10位までの者について記載すること。

別表(ロ)

比較損益計算表

科 目	期 間		第 期 自平成 年 月 日		第 期 自平成 年 月 日	
	種 別		至平成 年 月 日		至平成 年 月 日	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
経常損益の部						
I 営業収益						
1 売上高	×××	×××		×××	×××	
2 売上原価	×××			×××		
3 販売費及び一般管理費						
人件費						
役員報酬	×××			×××		
給料	×××			×××		
諸手当	×××			×××		
賞与	×××			×××		
退職金	×××			×××		
法定福利費	×××			×××		
厚生費	×××			×××		
福利施設費	×××			×××		
物件費						
修繕維持費	×××			×××		
事務用品費	×××			×××		
事務機械費	×××			×××		
図書印刷費	×××			×××		
旅費	×××			×××		
交通費	×××			×××		
通信費	×××			×××		
水光熱費	×××			×××		
調査研究費	×××			×××		
会議費	×××			×××		
広告宣伝費	×××			×××		
交際費	×××			×××		
寄付金	×××			×××		
地代家賃	×××			×××		
保険料	×××			×××		
雑費	×××			×××		
その他の費用						
事業税	×××			×××		
租税公課	×××			×××		
減価償却費	×××			×××		
貸倒損失	×××	×××		×××	×××	
営業利益(営業損失)		×××			×××	
II 営業外損益						
1 営業外収益						
受取利息・配当金	×××			×××		
有価証券売却益	×××			×××		

雑収入	<u>×××</u>	×××		<u>×××</u>	×××	
2 営業外費用						
支払利息及び割引料	×××			×××		
納付所得税等	×××			×××		
雑支出	<u>×××</u>	<u>×××</u>		<u>×××</u>	<u>×××</u>	
経常利益（経常損失）		×××			×××	
特別損益の部						
Ⅲ 特別利益						
固定資産売却益	×××			×××		
その他の特別利益	<u>×××</u>	×××		<u>×××</u>	×××	
Ⅳ 特別損失						
固定資産売却損	×××			×××		
その他の特別損失	<u>×××</u>	<u>×××</u>		<u>×××</u>	<u>×××</u>	
税引前当期純利益（当期純損失）		×××			×××	
法人税及び住民税		<u>×××</u>			<u>×××</u>	
当期純利益（当期純損失）		×××			×××	
前期繰越利益（前期繰越損失）		×××			×××	
… 準備金取崩額		×××			×××	
… 積立金取崩額		×××			×××	
中間配当額		×××			×××	
中間配当に伴う利益準備金積立額		×××			×××	
当期末処分利益金（当期未処理損失金）		<u>×××</u>			<u>×××</u>	

備 考

- 「百分比」の欄には、大科目について、「売上高」を100とした百分比を記載すること。
- 「雑費」に属する費用でその金額が販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
- 備考2は、「雑収入」に属する収益及び「雑支出」に属する費用並びに「その他の特別利益」に属する利益及び「その他の特別損失」に属する損失の記載に準用する。
- 会社法（平成17年法律第86号）第448条第1項の規定により減少した利益準備金の額、自己株式処分差損及び自己株式消却額については、その内容を示す適当な科目をもって「……積立金取崩額」の次に記載すること。
- 特に記載を要する科目については、科目を追加して記載すること。
- 一株当たりの当期純利益又は当期純損失の額は、注記すること。
- 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して備考6に掲げる額を算定したときは、その旨を記載すること。
- 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができるものとする。

株主資本等変動計算書

自 年 月 日

至 年 月 日

	株主資本												評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	新株 式申 込証 拠金	資本剰余金									自己 株式 申込 証拠 金	株主 資本 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金			評価 ・換 算差 額等 合計
			資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資 本剰 余金 合計	利 益準 備金	その他利益剰余金												
							任 意 積立 金	繰 越利 益剰 余金	利 益 剰余 金 合計										
当期首残高	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	△Xxx 千円	xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円	Xxx 千円
当期変動額																			
新株の発行	xxx		xxx		xxx								xxx						xxx
剰余金の配当						xxx		△xxx	△xxx				△xxx						△xxx
当期純利益								xxx	xxx				xxx						xxx
自己株式の処分										xxx		xxx							xxx
.....																			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）													xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	xxx	—	xxx	xxx	—	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(記載上の注意)

- 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができるものとする。
- 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 株主資本以外の各項目は、当期変動額を純額で記載することに代えて、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。また、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書に記載する場合には、概ね株主資本の各項目に係る変動事由の次に記載する。
- その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載する事に代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 各合計額の記載は省略することができる。
- 当期首残高については、遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- その他資本剰余金、その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、上記科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載し、社員資本等変動計算書は「社員資本」及び「評価・換算差額等」のみ記載し、「社員資本」については、「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」のみ記載すること。なお、「資本剰余金」については、「資本準備金」と「その他資本剰余金」に区分しての記載を要しない。「利益剰余金」については、「利益準備金」と「その他利益剰余金」に区分しての記載を要しない。